

議 長 追加日程第2「議案第22号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月10日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町長及び副町長の給料について、減額措置を講ずるため所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第22号松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしましては、寄診療所における温度超過ワクチン誤接種の対応に関する責任をとるため、町長及び副町長の給料について減額措置を講ずるため、所要の改正をしたいので条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりください。3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。附則に新たに1項を加え第19項とし、その内容につきましては令和4年4月1日から令和4年4月30日までの間、町長にあつては100分の30、副町長にあつては100分の20に相当する額を給料月額から減ずる規定を追加するものでございます。

最後に、1ページを戻っていただいて、議案本文の2ページを御覧ください。施行期日でございます。施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4番平野 こちらの処分の対象に関しまして、町長及び副町長とされたのはどういう理由ですか。

総務課長 今回のコロナ接種の対応につきまして、最高責任者であります町長及び副町長が監督者責任ということで、今回この条例のほうを上程させていただいて

いるものでございます。以上です。

議

長 ほかにございますか。

なければ、質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。（「補足で。」の声あり）

町

長 この件については我々の話になりますので、事務方の話だけではなかなか気持ちに通じないかなと思うので、お話をさせていただきます。誤接種が起きて早々に、いろんな対応をしなくてはならず、当然、我々が雇った職員の判断ミスから始まったことでもあります。そこについては当然、雇い主である我々が責任をとるべきだというのは、もう当初からずっとそう思っておりました。ただ、それに関して、ちょっとこの時期になってしまったことについては、本当にまずはおわびを申し上げなきゃいけないなというふうに考えています。

この内容についてはですね、ほかの職員…職員といいましょうか、在職の職員についての処遇については、考査委員会のほうから示されましたので、私としては考査委員会から上がってきたものを尊重し、概略申し上げると、懲戒に当たらない部分での処分というふうな感じで考えております。ですので、その辺りと、先日御説明させていただいた当時の医師の分に対する今後の対応という方向性が決まったこともあり、このような格好ですね、こういった組織のトップですので、この内容の大小についてはですね、政治家の皆さんたちがそれなりに判断をされた数字だというふうに皆様も御理解をいただいてですね、ルールがあるわけでも全くございませんので、その中でこのような数字を上げさせていただいて、少しは今後の我々のまだまだ頑張らなきゃいけない部分の糧になればなというふうなことで提案させていただいたものでございますので、条例としてはこの我々2人がしっかりと責任をとっていくということでの今回の御提案になっていることを御理解いただければと思います。以上です。

議

長 よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

(14時47分)